

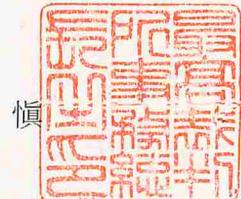
最高裁秘書第1254号

令和3年4月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和3年3月22日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

集合修習の機材・通信費用の支給についての要望書（令和2年8月11日付で、73期司法修習生から提出された文書），及びこれに関する司法研修所の検討内容が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1395号

令和3年5月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

集合修習の機材・通信費用の支給についての要望書（令和2年8月11日付で、73期司法修習生から提出された文書），及びこれに関する司法研修所の検討内容が書いてある文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年3月31日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第8号

(2) 謝問日

令和3年4月30日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1396号

令和3年5月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第8号

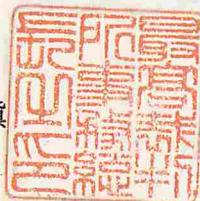
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年4月30日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和2年8月11日付け要望書（以下「本件要望書」という。）について、個人識別情報となるのは提出した司法修習生の氏名だけであり、また、本件要望書が存在することは本件要望書の提出者本人であることを名乗る者のSNSにおいて公表されており、令和3年3月29日時点でも削除されていないことから、提出した司法修習生の氏名のみを不開示とすれば、本件要望書を開示しても個人の権利利益を害するおそれはない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

集合修習の機材・通信費用の支給についての要望書（令和2年8月11日付で、73期司法修習生から提出された文書），及びこれに関する司法研修所の検討内容が書いてある文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年3月22日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

苦情申出人は、本件要望書が存在することは本件要望書の提出者本人であることを名乗る者のSNSにおいて公表されており、令和3年3月29日時点でも削除されていないことから、提出者の司法修習生の氏名のみを不開示とすれば、本

件要望書を開示しても個人の権利利益を害するおそれはない旨主張する。

しかし、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、集合修習のカリキュラムを受講するにあたって司法修習生が使用するパソコン等の情報通信機器及びインターネット環境の整備の整備費用及び通信費用は司法修習生の自己負担とすることとした司法研修所の決定に対して、集合修習の機材・通信費用の支給について記載された特定の日付の要望書を特定の第73期司法修習生が司法研修所に提出した事実の有無が公となる。

第73期集合修習をオンライン方式により実施する旨の司法研修所の決定は、司法修習の実施に関する重大な決定であったこと、このような決定に対して司法修習生が本件要望書を提出したとすれば、そのこと自体も非常にまれな事例であるといえること、本件要望書は日付で特定されていることからすれば、仮に上記事実が存在した場合には、司法修習生間のやり取り等の他の情報と照合することにより、本件要望書を提出した特定の司法修習生を識別することが可能となり、ひいては、当該特定の司法修習生が特定の考え方や思想を記載した本件要望書を提出したという事実が明らかになることになる。

したがって、司法修習生が本件要望書を提出したという事実の有無に係る情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで不開示情報に相当する情報を開示することになるから、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。